

紛争問題に関する確認依頼

平成25年 (イ) 171号

この度、ご通知致しましたのは以前に貴方が契約された訪問販売会社に対して未納料あるいは契約違反に当該会社が管轄裁判所に訴訟手続きをされた事を報告致しております。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と内容の正当性を確認する機関になります。

当センターが貴方に対して訴訟を起こしているのではありませんので予めご了承ください。
又、悪質業者によるしつこい電話勧誘や押しつけ商法等についてのご相談もお受け致します。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。

尚、故意に放置しておく、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、十分ご注意ください。



※最近個人情報を悪用する業者の手口も見受けられます
万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

受付時間 9:00~18:00 (土・日・祭日を除く)

(代表) **03-4431-3404**

〒116-0002 東京都荒川区荒川 2-53-5

全国紛争支援センター